

TEPCO

料 金 表

[ 高 圧 ]

平成28年4月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

## 料金表 [高圧]

### 1 対象となるお客さま

この料金表 [高圧] (以下「この料金表」といいます。)は、次の地域のお客さまを対象といたします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

栃木県, 群馬県, 茨城県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 山梨県, 静岡県 (富士川以東)

### 2 料 金

#### (1) 業務用季節別時間帯別電力

電気需給約款 [高圧] (以下「需給約款」といいます。) 14 (業務用季節別時間帯別電力) (5)の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

なお,平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を,平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

#### イ 基本料金

基本料金は,1月につき次のとおりといたします。

A表, B表共通

契約電力1キロワットにつき	1,684円80銭
---------------	-----------

#### ロ 電力量料金

電力量料金は,その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

#### (イ) ピーク時間

A表 (平成28年5月31日まで)

1キロワット時につき	20円06銭
------------	--------

B表（平成28年6月1日以降）

1キロワット時につき	20円15銭
------------	--------

(ロ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

A表（平成28年5月31日まで）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円36銭	17円96銭

B表（平成28年6月1日以降）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円45銭	18円05銭

(ハ) 夜間時間

A表（平成28年5月31日まで）

1キロワット時につき	12円45銭
------------	--------

B表（平成28年6月1日以降）

1キロワット時につき	12円54銭
------------	--------

(2) 高圧季節別時間帯別電力

需給約款15（高圧季節別時間帯別電力）(1)ニおよび(2)ホの基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

イ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

A表, B表共通

契約電力1キロワットにつき	1,782円00銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

A表 (平成28年5月31日まで)

1キロワット時につき	18円76銭
------------	--------

B表 (平成28年6月1日以降)

1キロワット時につき	18円85銭
------------	--------

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

A表 (平成28年5月31日まで)

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円11銭	16円66銭

B表 (平成28年6月1日以降)

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円20銭	16円75銭

c 夜間時間

A表 (平成28年5月31日まで)

1キロワット時につき	12円45銭
------------	--------

B表（平成28年6月1日以降）

1 キロワット時につき	12円54銭
-------------	--------

ロ 契約電力が500キロワット未満の場合（高圧季節別時間帯別電力A）

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

A表，B表共通

契約電力1キロワットにつき	1,269円00銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

A表（平成28年5月31日まで）

1 キロワット時につき	20円71銭
-------------	--------

B表（平成28年6月1日以降）

1 キロワット時につき	20円80銭
-------------	--------

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

A表（平成28年5月31日まで）

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	20円01銭	18円61銭

B表（平成28年6月1日以降）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	20円10銭	18円70銭

c 夜間時間

A表（平成28年5月31日まで）

1キロワット時につき	12円45銭
------------	--------

B表（平成28年6月1日以降）

1キロワット時につき	12円54銭
------------	--------

(3) 業務用電力

需給約款16（業務用電力）(5)の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

A表，B表共通

契約電力1キロワットにつき	1,684円80銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

A表（平成28年5月31日まで）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円13銭	15円99銭

B表（平成28年6月1日以降）

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	17円22銭	16円08銭

(4) 高 圧 電 力

需給約款17（高圧電力）(1)ニおよび(2)ホの基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

イ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

A表、B表共通

契約電力1キロワットにつき	1,782円00銭
---------------	-----------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

A表（平成28年5月31日まで）

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	15円78銭	14円78銭

B表（平成28年6月1日以降）

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	15円87銭	14円87銭

ロ 契約電力が500キロワット未満の場合（高圧電力A）

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

A表、B表共通

契約電力1キロワットにつき	1,269円00銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

A表（平成28年5月31日まで）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円96銭	15円85銭

B表（平成28年6月1日以降）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円05銭	15円94銭

(5) 臨時電力

需給約款18(臨時電力)(3)ロの電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

また、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

イ 需給約款18(臨時電力)(1)イに該当する場合

(イ) 契約電力が500キロワット以上の場合

A表（平成28年5月31日まで）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円97銭	16円77銭

B表（平成28年6月1日以降）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円06銭	16円86銭

(ロ) 契約電力が500キロワット未満の場合

A表（平成28年5月31日まで）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円39銭	18円06銭

B表（平成28年6月1日以降）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円48銭	18円15銭

ロ 需給約款18（臨時電力）(1)ロに該当する場合

A表（平成28年5月31日まで）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円59銭	18円24銭

B表（平成28年6月1日以降）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円68銭	18円33銭

(6) 自家発補給電力

需給約款19（自家発補給電力）(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)の電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

また、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月

1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

イ 自家発補給電力A

(イ) 定期検査または定期補修による場合

A表（平成28年5月31日まで）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円36銭	17円12銭

B表（平成28年6月1日以降）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円45銭	17円21銭

(ロ) (イ)以外の場合

A表（平成28年5月31日まで）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	21円75銭	20円19銭

B表（平成28年6月1日以降）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	21円84銭	20円28銭

ロ 自家発補給電力B

(イ) 定期検査または定期補修による場合

a 契約電力が500キロワット以上の場合

A表（平成28年5月31日まで）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円87銭	15円78銭

B表（平成28年6月1日以降）

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	16円96銭	15円87銭

b 契約電力が500キロワット未満の場合

A表（平成28年5月31日まで）

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	18円17銭	16円95銭

B表（平成28年6月1日以降）

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	18円26銭	17円04銭

(ロ) (イ)以外の場合

a 契約電力が500キロワット以上の場合

A表（平成28年5月31日まで）

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	19円88銭	18円52銭

B表（平成28年6月1日以降）

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	19円97銭	18円61銭

b 契約電力が500キロワット未満の場合

A表（平成28年5月31日まで）

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	21円52銭	19円99銭

B表（平成28年6月1日以降）

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	21円61銭	20円08銭

### 3 延 滞 利 息

需給約款28（延滞利息）(2)に定める係数は、次のとおりといたします。

係 数	$\frac{8}{108}$
-----	-----------------

### 4 燃 料 費 調 整

- (1) 需給約款別表3（燃料費調整）(1)イに定める $\alpha$ 、 $\beta$ および $\gamma$ の値  
 $\alpha$ 、 $\beta$ および $\gamma$ の値は、次のとおりといたします。

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

- (2) 需給約款別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格  
 基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基 準 燃 料 価 格	44,200円
-------------	---------

- (3) 需給約款別表3（燃料費調整）(2)に定める基準単価  
 基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	22銭0厘
-------------	-------

## 附 則（実施期日）

この料金表は，平成28年4月1日から実施いたします。